

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成29年8月23日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり、本件処分の違法性を主張する。処分庁から連絡を受けた父は、請求人への仕送りについて、「全部じゃないけどカードローンで用意した」と言っていた。

処分庁に何を吹き込まれたのかと疑っているが、請求人は、扶養義務者である父からの入金を受けていないし、現金書留も受領していない、困窮状態にある。

父の「扶養する」との意思のみを根拠に、請求人に金がない状況であることを確認もせず、9月以降の保護費を支給しないのは、法4条3項に反する。

弁明書の記載内容は、信憑性が無い。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月4日	諮問
平成30年1月29日	審議（第17回第4部会）
平成30年2月23日	審議（第18回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定し、同条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及びその他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われるものとし、同条3項は、急迫した事由がある場合には、同条1項及び2項に関わらず必要な保護を行うことができることを定める。

法8条1項は、生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定める。

- (2) 上記法の趣旨に則って、「生活保護法による保護の実施要領

について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。この通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。）は、収入の認定は、収入に関する申告及び調査により行うこととし（第8・1）、認定指針において、「他からの仕送り、贈与等による金銭」については、「社会通念上収入として認定することを適当としな

いもののほかは、すべて認定すること」としている（第8・3・(2)・イ・(ア)）。

そして、法8条にいう「厚生労働大臣の定める基準」として、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）が保護費の具体的基準を定めている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人の保護開始に際し、父から請求人に毎月5万円の仕送りがあるとの申告を受け、提示された通帳により継続して毎月末に5万円の振込みがあることを確認したことから、保護を開始した翌月の平成29年8月分の保護費の算定から月額5万円を収入認定することとし（7月14日付けの通知）、その後、臨時の仕送りの15万円があったことを確認して同額について収入認定している（8月18日付けの通知）。

本件処分は、翌9月分の保護費について、8月18日付けの通知により収入認定した仕送り15万円のうちの繰越額76,770円を9月分の保護費に反映し（「保護変更理由」のうち「繰越認定」部分）、8月末入金予定の仕送り5万円（7月14日付けの通知により毎月収入認定するとされている。）と合わせて、収入認定額を126,770円とし、これに伴い、9月分の請求人の医療費の自己負担額が（収入認定額126,770円から基準生活費123,230円を差し引いた）3,540円となることを請求人に通知したものであり、法4条が定める保護の補足性に基づき、

上記 1 の法令等に則って、請求人の 9 月分の保護に係る収入認定を適切に行ったものと認められ、また、違算も認められない。

- 3 請求人は、父からの入金を受けておらず、困窮状態にあると主張して本件処分の取消しを求めるが、本件処分が上記 1 の法令等に則って適正になされたものであることは上記 2 のとおりであり、請求人の主張は理由がない。

請求人は、反論書に、処分庁からの指示書 2 通、「生活保護法第 63 条の設定について」、請求人の骨密度測定結果及び父の共済証書（〇〇協同組合で締結したもの）を添付し、（父の）預金残高はわずかである等るる主張するが、仮にそのような事実があったとしても、そのことをもって本件処分の適法性に影響するものとは認められない。

ところで、本件処分通知書の「保護変更理由」には、「繰越認定」と記載されている。処分庁としては、8 月 18 日付けの通知により収入認定した仕送り 15 万円のうちの繰越額 76,770 円を 9 月分の保護費に反映し、8 月末入金予定の仕送り 5 万円と合わせて、収入認定額を 126,770 円とし、これに伴い、9 月分の請求人の医療費の自己負担額が 3,540 円となることを説明したつもりであろうが、この記載では、請求人においてその意味を理解することは容易とは言い難い。そのため、本件処分については、理由の提示の面で不備があることは否定できない。

もっとも、処分通知書上段の「保護の種類及び支給額」において根拠となる金額が示されており、また、8 月分についての仕送り額が収入認定されていたことは請求人も認識していることを考慮すると、本件処分における理由の提示に関する上記不備は、本件処分の取消しを免れないほどの瑕疵であるとまで認めることはできない。

なお、処分庁においては、理由の提示に関して早急に改善すべきであることを審査会として付言する。

- 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美